

役員及び評議員報酬規程

社会福祉法人 宣長康久会

R5.7 改正

役員及び評議員の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 宣長康久会(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事・監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1による報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
- 3 理事会及び評議員会が同時並催による出席のときは、前項の報酬及び実費弁償費は重複して支弁はしない。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事が理事会以外で法人の施設運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合には、別表2による報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 評議員が評議員会以外で法人の施設運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合には、別表2による報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 前2項による交通の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事長等の報酬)

第5条 法人の施設運営のために、継続して法人の業務執行に当たる理事長及び常務理事、業務執行理事には、別表3による報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 施設の職員を兼務する役員にも本規程を適用する。ただし、法人から給与等を受け取る場合は、別表3の役員報酬を重複払いはしない。
- 3 理事長に限り、役員報酬が給与の範囲をこえても構わない。
- 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第6条 監事が施設の運営状況の指導又は監査業務を行った場合は、別表2による報酬及び実費弁償額を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人の業務のために出張する場合は、別表4による報酬及び宿泊費を支給することができる。

- 2 交通費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に伴う必要な経費は、原則として実費を支給する。
- 4 交通費は、実情を考慮して増額することができる。
- 5 旅費等は原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日に施行する。
- 2 この規程は、平成19年7月1日一部改正
- 3 この規程は、平成29年3月13日一部改正
- 4 この規程は、平成30年6月20日一部改正
- 5 この規程は、令和3年6月15日一部改正
- 6 この規定は、令和4年7月1日一部改正
- 7 この規程は、令和5年7月1日一部改正

別表1 (第3条 出席報酬)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等(1回)	10,000円	2,000円
評議員会出席報酬等(1回)	10,000円	2,000円

別表2 (第4条 委嘱業務報酬、第6条 監事業務報酬)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事及び評議員業務報酬等(1回)	20,000円	2,000円
監事監査指導報酬等(1回)	20,000円	2,000円

別表3 (第5条)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等(月額)	200,000円	6,000円
常務理事報酬等(月額)	150,000円	6,000円
業務執行理事	120,000円	6,000円

別表4 (第7条)

旅 費	宿泊費	報 酬(1日)	その他
実 費	20,000円	20,000円	実費